



【仮訳】

※本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

通知
食品安全品質管理プログラム
マレーシア保健省

全ての輸入業者／代理店／輸入代理業者 各位

マレーシアへの赤とうがらし、カラシナ、トマト、キャベツ及びきゅうりの輸入要件について

拝啓

マレーシア保健省は、食品安全品質管理プログラム（PKKM）を通じ、農業・食糧安全保障省が2026年5月14日のプレスリリースにおいて、5種類の輸入野菜（赤とうがらし、きゅうり、トマト、カラシナ及びキャベツ）に関し、農薬残留に係る分析証明書（CoA）の提出を義務づける要件を**2026年6月1日**より施行する旨を公表したことを承知しています。本要件の対象となる野菜の詳細については、**別表1**をご参照ください。

これに伴い、PKKMは、分析証明書において**別表2**に定める農薬の残留基準値に関する分析結果の記載を義務づけています。分析証明書は、**別表3**のとおり、ISO/IEC 17025の認定を受け、かつ輸出国の所管当局又は規制機関により承認又は登録された検査機関により発行されなければなりません。

所定の分析結果が記載された分析証明書が添付されていない貨物、又は農薬の最大残留基準値（MRL）に違反している貨物は、**輸入禁止**の対象となります。


貿易円滑化措置として、2026年6月1日以前に原産国から出荷され、分析証明書が添付されていない貨物については、輸入業者がPKKMに認定された民間検査機関にサンプルを送付することが認められます。当該民間検査機関の一覧は、PKKMの公式サイト（<https://hq.moh.gov.my/fsq/senarai-pengiktirafan-makmal-swasta-untuk-perkhidmatan-analisis-makanan-bagi-kementerian-kesihatan-malaysia>）から入手可能です。なお、本暫定措置の適用は**2026年6月15日**までに限られます。

本件に関するお問い合わせは、Ts. Norhidayah binti Othman（電話：03-88850797 内線4055）又はメール（norhidayah@moh.gov.my）までご連絡ください。

敬具

コンプライアンス・産業開発部門 部門長
2026年5月21日

5種類の野菜に関する詳細

No.	野菜の名称	HSコード	特徴／基準	参考画像
1	<p>とうがらし</p> <p><u>注：ベトナムからのとうがらしの輸入については、既存の要件が適用されます。FoSIM Import ウェブサイトのトップページに掲載されている「最新ニュース」セクション>「特定の食品の輸入に関する追加書類要件」をご参照ください。</u></p>	0709 60 1000 0711 90 2000	大きささまざまなサイズで、赤色のものに限る。	

				
2	カラシナ	0704 90 2000	<p>茎は細く、大小さまざまなサイズで、緑色又は淡緑色。</p> <p>葉は先端が丸みを帯びており、緑色又は淡緑色。</p> <p>花は黄色（存在する場合）。</p>	 

				
3	トマト	0702 00 0000 2002 10 0000 2002 90 9000	<p>品種により形状は多様であり、円形や楕円形等を含む。</p> <p>緑色、赤色、橙色又は黄色。</p> <p>チェリートマト等の小型のトマト（いちご大程度のもの）は含まれない。</p>	

4	キャベツ	0704 90 1000 0704 90 3000	形状は球体。 緑色又は紫色。	
5	きゅうり	0707 00 0000	緑色のきゅうり及び日本種のきゅうり。 淡緑色又は濃緑色。	

赤とうがらし、カラシナ、トマト、キャベツ及びきゅうりの
輸入に係る分析証明書 (CoA) 要件の基準値

野菜：赤とうがらし

分析対象物質	MRL (mg/kg)
アメトリン	< 0.01
クロルフェナピル	0.3
ジチオカルバマート	1
ホルメタネート	< 0.01
ヘキサコナゾール	< 0.01
イミダクロプリド	1
フェントエート	< 0.01
プロフェノホス	3
カルバリル	0.5
カルボフラン	< 0.01
プロパモカルブ	< 0.01

野菜：カラシナ

分析対象物質	MRL (mg/kg)
アセタミプリド	< 0.01
カルベンダジム	5
シロマジン	10
シペルメトリン	0.7
デルタメトリン	0.2
ジメトモルフ	< 0.01
インドキサカルブ	2
プロパモカルブ	< 0.01
プロピコナゾール	< 0.01
ピラクロストロビン	< 0.01

野菜：トマト

分析対象物質	MRL (mg/kg)
アバメクチン	0.05
アセタミプリド	0.2
アゾキシストロビン	1
クロルピリホス	0.5
クロチアニジン	0.05
シクラニリプロール	0.08

シハロトリン	0.05
シペルメトリン	0.2
ジフェノコナゾール	0.6
ジチオカルバマート	2

野菜：キャベツ

分析対象物質	MRL (mg/kg)
アセタミプリド	0.7
クロルフェナピル	<0.01
ジメトモルフ	6
ジチオカルバマート	5
イミダクロプリド	0.5
インドキサカルブ	3
メチオカルブ	<0.1
メトキシフェノジド	7
プロパモカルブ	1
トリフロキシストロビン	1.5

野菜：きゅうり

分析対象物質	MRL (mg/kg)
アバメクチン	0.03
アセタミプリド	0.3
アゾキシストロビン	0.5
ベノミル	0.5
カルベンダジム	0.5
カルボスルファン	0.5
カルボフラン	<0.01
クロチアニジン	0.02
シペルメトリン	0.07
ジチオカルバマート	2
イミダクロプリド	1
トリフロキシストロビン	0.3

注：分析証明書は、ISO/IEC 17025の認定を受け、かつ輸出国の所管当局又は規制機関により承認又は登録された検査機関により発行されるものとする。分析証明書の有効期間は、冷蔵条件下では1か月、常温条件下では2週間とする。最大残留基準値（MRL）は、現行の「1985年食品規則」に従う。

主要輸出国の所管当局一覧

番 号	国	所管当局	役割/機能
1	タイ	タイ食品医薬品局	農産物が食品チェーンに入った後の食品安全に係る責任を負う主たる当局
		農産・食品規格基準局 (ACFS)	農産食品の安全基準を策定する
		農業協同組合省農業局 (DOA)	<ul style="list-style-type: none"> 農場生産段階における安全性を管理する 農業生産検査プログラム
		タイ工業規格協会 (TISI)	<ul style="list-style-type: none"> 農業検査及び食品検査を行う検査機関の認定に係る責任を負う主たる国家機関
2	中国	中国税関総署 (GACC)	輸入・輸出農産物の安全性を管理する
		農業農村部 (MARA)	<ul style="list-style-type: none"> 農場生産段階における農産物の安全性を管理する 農業生産検査プログラム 規制上の管理及び農業の安全性の監視には、これらの認定検査機関を利用すること。
		国家市場監督管理総局 (SAMR)	<ul style="list-style-type: none"> 食品サプライチェーンにおける農産物の安全性を管理する 規制上の管理及び農業の安全性の監視には、これらの認定検査機関を利用すること。
		中国合格評定国家認可委員会 (CNAS)	中国における検査機関の正式な認定を行う主たる所管機関
3	日本	農林水産省 (MAFF)	<ul style="list-style-type: none"> 生産（農場）段階における安全性を管理する 食品安全及び農業に係る公的な監視の目的においては、これらの認定検査機関を利用すること。

番 号	国	所管当局	役割/機能
		動植物検疫所（農林水産省傘下）	農産物の輸出入における安全性を管理する
		厚生労働省（MHLW）	<ul style="list-style-type: none"> 農産物が食品チェーンに入った後の食品安全に係る主たる当局 食品安全及び農業に係る公的な監視の目的においては、これらの認定検査機関を利用すること。
4	ベトナム	日本適合性認定協会（JAB）	日本における農産物検査の検査機関の認定を行う所管当局
		ベトナム保健省（MOH）	<ul style="list-style-type: none"> 農産物が食品チェーンに入った後の食品安全に係る責任を負う主たる当局 食品サプライチェーンにおける農産物の安全性を管理する 規制上の検査及び監視においては、これらの認定検査機関を利用すること。
		農業農村開発省（MARD）	<ul style="list-style-type: none"> 農場生産段階における安全性を管理する 規制上の検査及び監視においては、これらの認定検査機関を利用すること。
		ベトナム商工省（MOIT）	食品流通及び市場の安全性を管理する
5	オーストラリア	オーストラリア政府農林水産省（DAFF）	<ul style="list-style-type: none"> 生産段階及び国境段階における農産物の安全性に係る主たる当局 オーストラリアにおける農産物の安全性を管理する主たる機関
		オーストラリア・ニュージーランド食品基準局	食品として使用される農産物の食品安全基準を策定する
		国立試験所認定機関（NATA）	オーストラリアにおける農産物検査の検査機関の認定を行う所管当局

番 号	国	所管当局	役割/機能
6	バングラデシュ	バングラデシュ食品安全庁 (BFSA)	食品サプライチェーンにおける農産物の安全性を管理する
		農業普及局 (DAE)	農場生産段階における安全性を管理する
		バングラデシュ認証機構 (BAB)	バングラデシュにおける農産物検査の検査機関の認定を行う所管当局
7	インド	インド食品安全基準局 (FSSAI)	食品サプライチェーンにおける農産物の安全性を管理する
		農業・農民福祉省 (インド)	農業検査プログラム (種子、肥料、作物)
		植物保護・検疫・貯蔵局	植物検疫及び植物衛生上の安全性を管理する
		国立試験・校正機関認定委員会 (NABL)	インドにおける農産物検査の検査機関の認定を行う所管当局
8	インドネシア	国家医薬品食品監督庁 (BPOM)	食品サプライチェーンにおける農産物の安全性を管理する
		農業省 (インドネシア)	農業生産の安全性を管理する
		農業検疫庁	輸入植物・輸出植物の衛生上の安全性を管理する
		国家認定委員会 (KAN)	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアにおける農産物検査の検査機関の認定を行う所管当局 インドネシアにおいて検査機関の技術認定を行う主たる当局である
9	オランダ	オランダ食品消費者製品安全庁 (NVWA)	<ul style="list-style-type: none"> EUの規制及び認定検査機関制度に基づき、農産物の安全性を管理する所管当局
		オランダ認定協会 (RvA)	農産物の検査機関の認定を行う所管当局
10	フランス	食品総局 (農業省傘下) (DGAL)	農産物の安全性を管理する所管当局
		フランス食品環境労働衛生安全庁	<ul style="list-style-type: none"> 科学的リスク評価及び専門的知見を提供する DGALの意思決定を支援するが、規制の執行は行わない

番 号	国	所管当局	役割/機能
		フランス認定委員会 (COFRAC)	技術認定 (ISO/IEC 17025の認 定)